

## 履歴事項全部証明書

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号  
ウォンテッドリー株式会社

会社法人等番号	0110-01-066673
商号	ウォンテッドリー株式会社
本店	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
電子提供措置に関する規定	当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
公告をする方法	電子公告により行う。 <a href="https://wantedlyinc.com/ja/ir/electronic_public_notice">https://wantedlyinc.com/ja/ir/electronic_public_notice</a> ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は日本経済新聞に掲載することにより行う。
会社成立の年月日	平成22年9月15日
目的	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 インターネットを利用した各種サービスの企画・開発・運営</li> <li>2 プロモーションの企画・制作・運営</li> <li>3 各種コンテンツ制作及びそれに関する著作権の管理</li> <li>4 各種コンテンツ及びサービスの国内外進出に伴う支援業務</li> <li>5 有料職業紹介事業</li> <li>6 前各号に附帯する一切の業務</li> </ol>
単元株式数	100株
発行可能株式総数	3600万株
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 950万7400株
資本金の額	金3億1014万5650円
株主名簿管理人の氏名又は名称及び住所並びに営業所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

役員に関する事項	取締役 仲 曉 子	令和 7年11月27日重任
	取締役 恩 田 将 司	令和 7年11月27日重任
	取締役・監査等 委員  (社外取締役) 成 松 淳	令和 7年11月27日重任
	取締役・監査等 委員  (社外取締役) 桃 原 隼 一	令和 7年11月27日重任
	取締役・監査等 委員  (社外取締役) 曾 和 利 光	令和 7年11月27日重任
	東京都渋谷区 代表取締役 仲 曉 子	令和 7年11月27日重任
	会計監査人 有限責任監査法人トーマツ	令和 7年11月27日重任
非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（会社法第2条第15号イに定める業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	
新株予約権	<p>第4回新株予約権            新株予約権の数            36個（新株予約権1個当たりの目的である株式の数 当社普通株式100株。ただし下記「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」に定める株式の調整を行った場合は同様の調整を行う）            新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法            普通株式 3600株</p> <p>なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p> <p>調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率</p> <p>また、当社が株式または新株予約権の無償割当を行う場合、他社と合併を行う場合、または当社が会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて目</p>	

	<p>的となる株式の数の調整を必要とすると当社が認めた場合、当社は合理的な範囲で目的たる株式の数の調整を行うことができるものとする。</p> <p>募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法</p> <p>本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使により交付される当社株式1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に各本新株予約権の目的となる株式数を乗じた額とする。</p> <p>行使価額は、当初1株につき金900円とする。</p> <p>ただし、本新株予約権割当日の後、下記の各事由が生じた場合は、払込価額をそれぞれ調整するものとする。なお、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。</p> <p>①当社が普通株式の分割または併合を行う場合</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$ <p>②当社が時価を下回る価額で新株式を発行または自己株式を処分する場合</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額} + \text{既発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$ <p>1株あたりの新株式発行前の株価</p> <p>なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社発行済株式数から、当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新株式発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。</p> <p>③当社が株式または新株予約権の無償割当を行う場合、資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。</p> <p>新株予約権を行使することができる期間          平成29年11月27日から平成37年11月26日まで（権利行使請求期間の最終日が当社の休日に当たる場合は、その前営業日が最終日となる。）</p> <p>新株予約権の行使の条件</p> <p>①本新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、使用人または社外協力者の地位にあることを要する。ただし、当社取締役会決議により承認を得た場合はこの限りでない。</p> <p>②本新株予約権は当社の株式が日本国内の証券取引所に上場した場合に限り行使することができる。ただし、当社取締役会決議により承認を得た場合はこの限りでない。</p> <p>③本新株予約権者が死亡した場合は、本新株予約権の相続は認められない。</p> <p>④本新株予約権1個の分割行使はできない。</p> <p>会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件</p> <p>当社は、次の場合、当社取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。</p> <p>①当社が、消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割契約または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、これらを承認する当社の取締役会決議がなされた場合）</p>
--	---

	<p>②新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の行使の条件により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合。ただし、この取得処理については、権利行使期間が終了した後一括して行うことができる。</p> <p>第11回新株予約権          新株予約権の数          135個          新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法          新株予約権1個当たりの目的である株式の数 当社普通株式100株（本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、1万3500株）          なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。  <math display="block">\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}</math>         また、当社が株式または新株予約権の無償割当を行う場合、当社が他社と合併を行う場合、または当社が会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて目的となる株式の数の調整を必要とする当社が認めた場合、当社は合理的な範囲で目的たる株式の数の調整を行うことができるものとする。          募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。          新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法          本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使により交付される当社株式1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に各本新株予約権の目的となる株式数を乗じた額とする。          行使価額は、当初1株につき金2899円とする。          ただし、本新株予約権割当日の後、下記の各事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整するものとする。なお、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。          ①当社が普通株式の分割または併合を行う場合  <math display="block">\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}</math>         ②当社が時価を下回る価額で新株式を発行または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使に伴う株式の発行および自己株式の処分ならびに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）  <math display="block">\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{1 \text{株あたりの新株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}</math>         なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社発行済株式数から、当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新株式発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。          ③当社が株式または新株予約権の無償割当を行う場合、資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併または会社分割の条件等を勘案</p>
--	--

	<p>の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。</p> <p>新株予約権を行使することができる期間      2024年10月15日から2032年10月14日まで（権利行使請求期間の最終日が当社の休日に当たる場合は、その前営業日が最終日となる。）</p> <p>新株予約権の行使の条件</p> <p>①本新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、使用人または社外協力者の地位にあることを要する。ただし、当社取締役会決議により承認を得た場合はこの限りでない。</p> <p>②本新株予約権者が死亡した場合は、本新株予約権の相続は認められない。</p> <p>③本新株予約権1個の分割行使はできない。</p> <p>会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件</p> <p>当社は、次の場合、当社取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。</p> <p>①当社が、消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、これらを承認する当社の取締役会決議がなされた場合）</p> <p>②新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の行使の条件により、権利を行使することができなくなった場合。ただし、この取得処理については、権利行使期間が終了した後一括して行うことができる。</p>
	<p>第12回新株予約権</p> <p>新株予約権の数      4個</p> <p>新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法</p> <p>新株予約権1個当たりの目的である株式の数 当社普通株式100株（本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当初400株）</p> <p>なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p> $\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$ <p>また、当社が株式または新株予約権の無償割当を行う場合、当社が他社と合併を行う場合、または当社が会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて目的となる株式の数の調整を必要とすると当社が認めた場合、当社は合理的な範囲で目的たる株式の数の調整を行うことができるものとする。</p> <p>募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法</p> <p>本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使により交付される当社株式1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に各本新株予約権の目的となる株式数を乗じた額とする。</p> <p>行使価額は、当初1株につき金2972円とする。</p> <p>ただし、本新株予約権割当日の後、下記の各事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整するものとする。なお、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。</p> <p>①当社が普通株式の分割または併合を行う場合</p>

	<p style="text-align: center;">調整後行使価額 = 調整前行使価額 × <math>\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}</math></p> <p>②当社が時価を下回る価額で新株式を発行または自己株式を処分する場合          (新株予約権の行使に伴う株式の発行および自己株式の処分ならびに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)</p> <p style="text-align: center;">調整後行使価額 = 調整前行使価額 × <math>\frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額} + \text{既発行株式数} \times 1 \text{株あたりの新株式発行前の株価}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}</math></p> <p>なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社発行済株式数から、当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新株式発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。</p> <p>③当社が株式または新株予約権の無償割当を行う場合、資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。</p> <p>新株予約権を行使することができる期間          2024年11月15日から2032年11月14日まで(権利行使請求期間の最終日が当社の休日に当たる場合は、その前営業日が最終日となる。)</p> <p>新株予約権の行使の条件</p> <p>①本新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、使用人または社外協力者の地位にあることを要する。ただし、当社取締役会決議により承認を得た場合はこの限りでない。</p> <p>②本新株予約権者が死亡した場合は、本新株予約権の相続は認められない。</p> <p>③本新株予約権1個の分割行使はできない。</p> <p>会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件          当社は、次の場合、当社取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。</p> <p>①当社が、消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、これらを承認する当社の取締役会決議がなされた場合)</p> <p>②新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の行使の条件により、権利を行使することができなくなった場合。ただし、この取得処理については、権利行使期間が終了した後に一括して行うことができる。</p>
<p>取締役会設置会社に関する事項</p>	<p>取締役会設置会社</p>
<p>監査等委員会設置会社に関する事項</p>	<p>監査等委員会設置会社</p>
<p>重要な業務執行の決定の取締役への委任に関する事項</p>	<p>重要な業務執行の決定の取締役への委任についての定款の定めがある</p>

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号  
ウォンテッドリー株式会社

会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社
登記記録に関する事項	令和8年3月16日東京都港区白金台五丁目12番7号から本店移転 令和 8年 4月14日登記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(東京法務局渋谷出張所管轄)

令和 8年 4月16日

東京法務局  
登記官

山 森 航 太



整理番号 ア923288

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

7/7